

令和8年度「退学願」の出願手続き等について

1. 「退学願」の出願手続き

- (1) 全て黒のボールペンで記入してください。(鉛筆不可)
※日付欄は、書類の提出日を記入してください。
- (2) 本人氏名欄と保証人氏名欄は、各々の方が自署・捺印(各々の印鑑)してください。
※シャチハタ印は不可です。
- (3) クラス担任の署名・捺印が必要です。
※クラス担任の面談を受けた上で、署名・捺印をもらってください。
- (4) 奨学金受給者および外国人留学生は各担当部所の手捺印が必要です。
※奨学金受給者 → 学生部厚生課(1号館3階) 外国人留学生 → 国際交流センター(中央会館2階)
- (5) 提出先：教務課学籍窓口(1号館1階)
※提出時に、「学生証」を返却してください。
- (6) 提出期限

	区 分	提 出 期 限	備 考
1	令和8年4月末退学	令和8年4月21日(火)	左記提出期限を過ぎた場合は、当該学期の修学費等を納付しなければ、退学できません。なお、修学費等が納付されない場合は、「退学」ではなく納付金未納等による「除籍」となります。
2	令和8年9月末退学	令和8年9月24日(木)	
3	令和9年3月末退学	令和9年3月18日(木)	左記提出期限を過ぎた場合[令和9年3月19日~4月20日(予定)]は、令和9年4月30日退学となります。
4	上記以外の各月	各月の月末(2月は除く)	※2月提出分は3月末退学の取扱いとなります。

(注) 当該年度に合格した授業科目の単位認定は、「退学願」の提出日より異なります。

- ①前学期完結科目：9月1日以降の出願者に対し認定
- ②通 年 科 目：2月1日以降の出願者に対し認定
- ③後学期完結科目：通年科目と同様

※問い合わせ先：教務部教務課 学籍係 (TEL 092-673-5675)

2. 奨学金について [学生部厚生課(1号館3階)]

- (1) 高等教育の修学支援新制度(授業料減免・日本学生支援機構給付奨学金)の利用者
重要な確認事項等がありますので、出願前に必ず厚生課(1号館3階)に申し出てください。
- (2) 日本学生支援機構貸与奨学金の奨学生
退学する時は、貸与の継続を辞退するための「異動願(届)」を同機構に提出する必要があります。
退学願の提出期限までに、厚生課(1号館3階)窓口で手続きを行ってください。
手続きが遅れた場合は、奨学金の振込超過が発生し、返金手続きが必要となりますので、ご注意ください。
- (3) 本学独自の給付奨学金の奨学生
(中村治四郎・成績優秀者・上野拓記念・遠隔地学生予約型・外国人留学生・同窓会楠風会など)
退学する場合は、規程に基づき奨学金の給付が廃止されます。その場合、既に給付した奨学金の返還を求める場合があります。各奨学金で確認事項がありますので、厚生課(1号館3階)に申し出てください。
- (4) その他(国・地方自治体・民間団体などの奨学生)
制度により必要となる手続きがあります。出願前に厚生課(外国人留学生は国際交流センター)で確認してください。